

発議第 2 号

新型コロナワクチン接種後の健康状態に関する追跡調査の実施・公表及び
予防接種健康被害救済制度の改善を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条
及び若狭町議会会議規則第 14 条第 1 項並びに第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

若狭町議会議長 熊谷 勘信 殿

提出者	中村 美穂
賛成者	松本 弘康
	速水 真由子
	檜鼻 貴博

新型コロナワクチン接種後の健康状態に関する追跡調査の実施・公表及び 予防接種健康被害救済制度の改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の流行に際し、国はワクチン接種を推進し、多くの国民が接種を受けた。新型コロナワクチンは重症化予防等の効果が認められ、感染症対策に一定の役割を果たしてきた一方、我が国において大規模な接種が実施されたことから、その有効性及び安全性について、継続的かつ客観的な検証を行うことは重要である。

また、予防接種健康被害救済制度においては、新型コロナワクチン接種後の疾病、障害及び死亡に関する認定事例が公表されている。国としては、これまで接種を積極的に推進してきた経緯を踏まえ、接種後の健康影響の実態把握を一層進めるとともに、健康被害を受けた方が必要な医療や支援を確実に受けられる体制を充実させることが重要である。

国は、新型コロナワクチンの安全性について、専門家による審議会において現時点で重大な懸念は認められていないとしている。しかし、国民の理解と信頼を今後も維持していくためには、接種後の健康状態を全国規模で長期間にわたり追跡する調査を充実させ、その結果を丁寧に公表していく等の対応が不可欠である。

そこで、国においては、ワクチン政策の透明性を高め、国民の信頼を確保するため、以下の事項について早急に取り組むよう強く求める。

記

- 1 新型コロナワクチンの有効性及び接種後の健康影響について、国や自治体で蓄積されている接種記録や医療情報等の公的データを活用した、接種の有無や回数、年齢、接種後の経過期間ごとの死亡・疾病の発生状況等を科学的に検証する全国規模の追跡調査を実施し、その調査方法及び分析結果を公表すること。
- 2 予防接種健康被害救済制度について、申請者の負担軽減、審査の迅速化及び制度の透明性向上を図るとともに、申請の根拠となるカルテ等の医療記録を長期保存する等の適切な保管・活用に向けた仕組みづくりや、証拠資料が不足する場合でも審査を進められる柔軟な運用の構築を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

福井県若狭町議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣